

## 福山市職員メンタルヘルスカウンセリング業務委託仕様書

### 1 業務の名称

福山市職員メンタルヘルスカウンセリング業務委託

### 2 業務の目的

職員の仕事や家庭、健康などの生活における悩みに応じ、心理専門職による適切な相談体制を構築し、早期に悩みや不安を解消してメンタルヘルス不調者の抑制に努めるとともに、不調者への適切な対応により早期回復を図ることを目的とする。

### 3 業務の概要

#### (1) 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

#### (2) 対象者

福山市役所に勤務する職員（再任用職員、特定任期付職員、一般任期付職員及び会計年度任用職員を含む。）とその家族

※職員の家族からの相談については、当該職員に関する相談のみとする。

#### (3) 業務内容

①面談によるメンタルヘルスカウンセリングを実施すること。

②産業保健スタッフ等が指定する職員との面談を実施すること。

※長時間勤務者に対する面談、職場復帰支援の対象者に対する面談、新採用職員に対する産業保健スタッフの面談を受検した者のうち要経過観察とした者に対する面談又はストレスチェックの高ストレス者で医師の面接指導を希望しない者のうち産業保健スタッフ等との面談を希望する者等に対する面談を想定。

③産業保健スタッフ等からの職員のメンタルヘルスに関する相談に対応すること。

④相談記録を作成し、報告すること。

### 4 実施方法等

#### (1) 相談日時

2026年4月から2027年3月までの間で、偶数月は2回（原則第1水曜日及び第3水曜日）の実施とし、奇数月は3回（原則第1水曜日、第3水曜日及び第4水曜日）の実施とする。相談対応時間は、いずれも9時00分から16時00分まで（休憩時間は12時00分から13時00分まで）とする。

なお、第1、第3及び第4水曜日において福山市が休日の場合又は日程の調整があつ

かない場合は、協議の上日程を調整するものとし、計30回実施するものとする。

## (2) カウンセリングの方法

相談は、1件につき40分程度で1日最大8件とし、原則として、福山市役所（福山市東桜町3番5号）において対面で実施すること。この場合においては、交通費は受託者の負担とする。ただし、自然災害などの不測の事態により、対面での実施が困難な場合は、オンラインでの実施も可とする。この場合においては、受託者がオンライン面談に必要な機器類の準備・設定等を行うこととする。

相談は予約制とし、予約は市が受け付けるものとする。

## (3) 相談員の資格

公認心理師又は臨床心理士が責任を持って対応すること。

なお、契約締結後速やかに資格証の原本を明示するとともに、写しを提出すること。

## 5 報告

相談実施後は、相談1件ごとに、相談記録を提出すること。相談記録は、市の指定する様式を用いることとし、相談実施後14日以内に市へ報告するものとする。

## 6 受託者の資格要件等

### (1) 個人情報保護に係る措置

プライバシーマークの使用許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証を受けた者であること。

(2) 上記の他、別紙入札説明書及び契約書に定める資格要件等を満たしていること。

## 7 委託料の支払い

受託者は、業務完了の報告後に委託者による業務内容の完了検査を受けた後、委託者の指定する方法により委託料の請求を行い、委託者はこの請求により委託料を支払うものとする。

## 8 留意事項

### (1) 情報の管理

本事業において取り扱う情報の漏えい、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適切な保護・管理対策を実施するとともに、委託者が定期または不定期の検査を行う場合においては、これに誠実に応じること。

## (2) トラブル等の処理

本事業の実施に伴い、相談者との間でトラブルが発生した場合、その原因が受託者の側にあるときは、受託者の責任を持って当該トラブルの処理を行うこと。

また、クレーム等の発生時においても誠意を持って対応し、受託者の責により相談者に損害が生じた場合は、その責任の範囲に応じて損害賠償を行うこと。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議するものとする。